

新監査公表第10号

令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和4年12月27日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

令和元年度包括外部監査テーマ 「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の 頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等		
			第1回	第2回	第3回
57	こども政策課	指摘2 <u>5.児童館・児童センター備品管理について</u> 実地調査した児童館（市直営）において、備品番号票が貼付されていない備品があり、備品台帳と現物の照合が困難な状態にあった。定期的に実施されている現物確認の際に備品番号票の貼付も確認すべきである。	令和2年度中に児童館（市直営）に対して、現物確認の際に備品番号票の貼付も確認するよう通知し、適切に備品管理が行われる仕組みを構築いたします。 【検討中】	令和2年度中は、児童館・児童センターの臨時休館等、新型コロナウイルス感染症への対応に追われたため、具体的な取組みに着手することができませんでした。令和3年度中には、市直営の児童館・児童センターに対して、現物確認の際に備品番号票の貼付も確認するよう通知し、適切に備品管理が行われる仕組みを構築します。 【検討中】	令和4年1月末に、各区健康福祉課を経由し区内児童館・児童センターに対し備品の適正管理に関する通知を発出しました。 その後、各施設において、同年1月から3月にかけて、備品及び備品台帳の確認と必要に応じて修正を行い、適正に備品が管理される体制を整備しました。 なお、指摘のありました備品については、令和3年度中に備品番号票を貼付済みです。 【措置済み】
71	こども政策課	指摘5 <u>6.放課後児童健全育成事業備品管理について</u> 指定管理者は備品を備品台帳に登録し適切に管理すること	これまでには、新潟市物品管理規則を準用して対応していましたが、令和	令和2年度中に備品の範囲を明確化したものとの、基本協定	令和3年度に指定管理者が管理すべき

		<p>が求められているが、ひまわりクラブの管理に関する基本協定書・年度協定書に備品の定義が記載されておらず、指定管理者が管理すべき備品の範囲が明らかでない。そのため、基本協定書において指定管理者が管理すべき備品の範囲を明確に記載すべきである。</p>	<p>2年度中に基本協定書にも備品の範囲を明確に記載いたします。</p> <p>【検討中】</p>	<p>への記載に至らなかったため、指定管理者と協議のうえ、対応を進めています。</p> <p>【検討中】</p>	<p>備品の範囲はすでに通知済みです。</p> <p>令和5年度の年度協定より、指定管理者が管理すべき備品の範囲を記載します。</p> <p>令和6年度以降は再選定された指定管理者と締結する基本協定書にて、指定管理者が管理すべき備品の範囲を記載します。</p> <p>【検討中】</p>
108	保育課	<p>指摘10</p> <p>2. 保育事業に係る事務処理の状況 指導・監査の実施主体について</p> <p>地域型保育事業に係る施設及び私立幼稚園に関して業務担当部署である保育課が指導監査も実施している。業務担当部署である保育課が指導・監査の実施主体となることは自己監査となり、指導・監査の実効性が損なわれる可能性が高いため、指導・監査の実施主体を見直すべきである。</p>	<p>福祉施設の監査を所管する福祉監査課及び組織の見直し等を所管する行政経営課と課題を共有し、今年度から新たに指導監査対象となる無償化対象施設等の取り扱いを含め、実施主体の在り方及び体制について、令和3年4月からの見直しに向けて、令和2年度に協議を進める予定です。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和2年度は、当課が所管する施設等の指導監査体制にかかる他政令市の状況等を調査し、その結果を踏まえ、令和3年度から福祉監査課及び行政経営課と、実施主体の妥当性を含む監査体制の在り方について協議を開始しました。</p> <p>現行体制の改善に向けては増員等も必要なことから、現在進めている保育事務の外部委託化による人員捻出効果が期待される、令和5年度からの見直しに向けて、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和4年7月より現行体制の改善に向けた保育事務の集約及び外部委託化をスタートさせたものの、8区の複数の業務を新たな体制で行うことによる混乱が続いているおり、従前以上の人員投入及び時間外勤務が発生している状況であり、現時点で、当初予定していた人員捻出の見通しは全く立っておらず、監査体制にかかる協議は進んでいませんが、今後協議を再開していきます。</p> <p>【検討中】</p>
109	保育課 ・ 人事課	<p>指摘11</p> <p>2. 保育事業に係る事務処理の状況 保育課における労働環境の改善について</p> <p>保育課において「新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」で規定されている時間外労働時間の上限を超えている職員が5</p>	<p>【保育課】・【人事課】</p> <p>従来より、長時間勤務の是正のため、保育課への職員の兼務・増員などを行い、業務量の平準化を図ってまいりました。令和2年4月には執行体制の見直しを行い、吏員1</p>	<p>【保育課】・【人事課】</p> <p>令和3年度は、保育事務の効率化に向けて、令和2年度中に導入したAIによる利用調整のほか、保育事務集約・外部委託化に向けて作成し</p>	<p>【保育課】・【人事課】</p> <p>令和4年7月より現行体制の改善に向けた保育事務の集約及び外部委託化をスタートさせたものの、8区の複数の業務を新たな人員体制で行</p>

	<p>名いるため、早急に労働環境を改善すべきである。</p> <p>名を減員、課長補佐1名を増員し、また、前年度と同様に、こども未来部内において職員1名を保育課へ兼務させました。 (下記表のとおり)</p> <p>また、令和元年度に、適正な組織体制及び人員配置について保育課と総務部で意見交換を行うとともに、業務実態と乖離のあった組織規則を見直し、業務の見える化と整理を行いました。</p> <p>令和2年度は、保育事務の効率化のため入園調整にAIを導入、令和3年4月からは、区役所と保育課の一部事務の集約及び外部委託を進めるなど、労働環境の改善に努めてまいります。</p> <p>併せて、幼児教育・保育関連業務組織体制について他都市調査を行い、教育委員会の関わりを含め、適正な組織体制・人員配置の検討を行います。</p> <p>(参考) 保育課 正規職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H 30 4 月</th><th>H 31 4 月</th><th>R1 7 月</th><th>R2 2 月</th><th>R2 4 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td><td>25</td><td>25</td></tr> <tr> <td>兼務職員数</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>		H 30 4 月	H 31 4 月	R1 7 月	R2 2 月	R2 4 月	職員数	20	22	24	25	25	兼務職員数	0	0	2	2	1	<p>たマニュアルを活用しながら業務を進めました。その結果、令和2年度に比べ、時間外労働時間は減少しています。</p> <p>また、委託効果をさらに高めるための業務改善やマニュアルの検証を行い、令和4年度からの委託化に向けた調整を進めています。</p> <p>加えて、令和2年度に実施した幼児教育・保育関連業務の実施体制にかかる他都市調査結果を踏まえ、保育課の体制強化について、総務部との協議を進めており、保育事務の集約・外部委託による人員削減効果が期待される令和5年度からの組織見直しに向けて引き続き検討を進めていきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>ことによる混乱が続いていることにより、従前以上の人員投入及び時間外勤務が発生している状況です。</p> <p>また、令和4年度はコロナ対応をはじめ業務がさらに増加したことにより、体調不良者が続発するなど時間外労働時間は、令和3年度の時間数より増加しています。</p> <p>今後も、既にスタートした外部委託業務を軌道に乗せることができるように最大限見直しを進めるとともに、体制強化について、引き続き総務部と協議を進めながら検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
	H 30 4 月	H 31 4 月	R1 7 月	R2 2 月	R2 4 月																
職員数	20	22	24	25	25																
兼務職員数	0	0	2	2	1																
156	<p><u>指摘18 情報資産分類の整備について</u></p> <p>こども未来部の各システム所管課では、所管システムの「情報資産の分類」が台帳等により明確化されていない課が散見された。新潟市においては「情報資産の分類」に従ったセキュリティ対策が規定されていること</p>	<p>令和2年度より、情報資産の分類について、台帳等により適切に管理し、セキュリティ基準の明確化を図ります。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>令和3年度中に、部内全所属が整備を完了するよう取り組みます。</p> <p>また、変更が生じたときは、同一年度内に台帳を更新していきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症対策等による業務繁忙状態が継続しており、部全体として指摘事項に対する措置がとれていない状況です。</p> <p>引き続き指摘事項が是正されるよう、</p>																	

		<p>から、「情報資産の分類」について台帳等による管理を実施し、また情報の陳腐化を防止するために定期的に台帳を更新する手続きについて整備することで、各対象システムにおける必要なセキュリティ基準について明確化を図るべきである。</p>		<p>対応を検討していきます。</p> <p>【検討中】</p>
159	こども政策課	<p>指摘22 <u>サーバ設置環境について</u></p> <p>こども政策課で所管されているひまわりクラブ利用料等管理システムは、システム設置室にサーバが設置されているが、床に直接サーバが置かれており、地震等が発生した場合等に簡単に倒れる可能性がある。耐震ラックや機器固定ベルトによってサーバを固定する等の対策を図るべきである。</p>	<p>地震等が発生した場合に備え、令和2年度中に機器を固定する等の対策を講じてまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症への対応に追われたため、必要な措置を施すことができませんでした。 令和3年度中に、機器の固定について、具体的な対策を講じます。</p> <p>【検討中】</p> <p>サーバ室に設置されたこども政策課所管の機器について、令和4年3月に免震ゴム等の設備を導入することにより対策を講じました。</p> <p>【措置済み】</p>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。